

旅客船、旅客船ターミナル、係留施設、マリーナ等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消、誘導・警告ブロックの整備等を推進しており、平成13年度は、鳥羽港で船舶乗降時の潮位差による段差の解消を図る浮桟橋を設置する等施設のバリアフリー化を行った。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海難を防止するためには、海難防止思想の普及・高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図ることが有効であることから、訪船指導、全国各地での海難防止講習会等を通じて、海難防止思想の普及等を図った。また、毎年期間を定め、官民一体となって海難防止強調運動を実施し、海事関係者のみならず広く国民に対して海難防止を呼び掛けた。

さらに、各管区海上保安本部では、台風による海難の防止、プレジャーボート等小型船舶の海難の防止、自動操舵装置使用中の居眠りによる海難の防止等地域の特性を踏まえた「地方海難防止強調運動」を展開した。

2 海難再発防止のための調査・分析に基づく安全指導

平成12年の海難船舶隻数について、船舶用途別で増加しているプレジャーボート等を対象とし、海難種類別で衝突に迫る勢いで増加している機関故障等に着目したところ、出港前に点検を実施していれば防止できたであろうと推定される「人為的要因」に起因する海難が多く認められたことから、平成13年度全国海難防止強調運動は、特に、「出港前点検の徹底」を重点指導事項の一つとして展開した。

また、海難の実態に的を絞った安全指導を一層効果的に推進していくため、海難を詳細に分析

し、その防止方策を研究していく体制について整備を進めた。

3 各種船舶の特性に応じた安全指導

(1) 危険物積載船舶

ふくそう海域にある特定港を中心として、タンカー等の危険物積載船の乗揚げ海難の防止及び危険物荷役時の安全確保に重点をおいた安全指導を行った。

(2) 旅客船

旅客船の海難は、多数の乗客等に危険が及ぶ可能性が高いことから、海上交通関係法令や運航管理規程の遵守、緊急時の避難・救助訓練の実施等について指導を行った。

4 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効を期すため、(社)日本海難防止協会、(財)日本海洋レジャー安全・振興協会等の民間団体の行う活動が積極的かつ円滑に推進されるよう、その指導・育成の強化に努めるとともに、海難防止に関する民間組織の充実強化を図った。

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応し、船舶職員法(昭26法149)に基づく5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の維持及び最新化を図った。

独立行政法人海技大学校においては、船員の再教育等を実施した。また、独立行政法人海員学校においては、内航職員等の養成教育を実施し、独立行政法人航海訓練所においては、各船員教育機関の学生・生徒に対し乗船実習訓練を行った。